(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市下清水字田中一番一から同市下清水字田中二九二番一まで	前	二九・三〇～八三・三〇メートル	〇・四四七キロメートル
	後	二九・三〇～五七・二〇メートル	〇・四四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市中清水字玉作八〇番一から同市中清水字玉作一〇〇番一まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所
〃	鶴岡市下清水字田中六七番一から同市下清水字田中二四番一まで	〃

供用開始の期日　平成三十年四月二十七日

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	白石市越河字深山腰三四番一から同市越河字町屋敷八〇番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月二十七日

○関東地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里三七六二番一地先から同町大字高野町字権現平一四七番二まで	前	最大 二一七・九〇〇メートル 最小 一二・〇〇〇	四・七三八キロメートル
	後	最大 二〇六・〇〇〇 最小 一二・〇〇〇	四・七三八
佐久市中小田切字市坂八三九番二から同市桜井字川窪一六三五番五まで	前	最大 二八三・九〇〇 最小 一二・〇〇〇	九・二一一
	後	最大 二七九・九〇〇 最小 一二・〇〇〇	九・二一一
佐久市根々井字沖田一四五三番二から同市根々井字鈴ノ免一四〇三番四まで	前	最大 最小	〇・三四六
	後	最大 最小	〇・三四六
佐久市長土呂字下宮原一〇五七番一一から同市長土呂字上宮原八九四番二二まで	前	最大 最小	〇・二一五
	後	最大 最小	〇・二一五
小諸市大字御影新田字釜田原二二八番五地先から同市大字御影新田字釜田原二二四番三まで	前	最大 最小	〇・二二七
	後	最大 最小	〇・二二七

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中部横断自動車道	長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里五二三九番地先から同町大字高野町字峯沢峯一三〇八番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	佐久市中小田切字駿馬出口七四七番から同市桜井字百々下一六二五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	佐久市根々井字沖田一四五三番二から同市根々井字鈴ノ免一四〇三番四まで	〃
〃	佐久市長土呂字下宮原一〇五七番一一から同市長土呂字上宮原八九四番二二まで	〃
〃	小諸市大字御影新田字釜田原二二八番五地先から同市大字御影新田字釜田原二二四番三まで	〃

供用開始の期日　平成三十年四月二十八日

○関東地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都葛飾区新宿二丁目三三二番一から同区新宿四丁目八番まで	前	二四・八五～四七・四八メートル	〇・二八〇キロメートル
	後	二九・八七～四七・四八	〇・二八〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所